

新型コロナウイルス感染症対応マニュアルと基本方針

フレアグループ

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

新型コロナウイルスの感染又は拡大を防止するため労働衛生活動の一環として、次のとおり基本方針を定めました。

1 目的

労働衛生活動を通して、CK、SK 従業員やお客様への感染拡大防止を目的とします。

2 お客様への配慮と業務上対策

- (1) 患者様・入居者様・通所者様への資材や備品等を清潔に保ち、安心して頂けるよう努めます。
- (2) 社内会議や外部との打ち合わせは、参加人数や環境等を鑑みて行います。

3 セントラルキッチン (CK) 製造について

- (1) 万が一CKにて職員が感染した場合は、製造を継続し2次殺菌を行なう(現在一次殺菌)。
- (2) サテライトキッチンやお客様に届き次第、袋ごとジア消毒を実施する。

4 感染予防対策

(1)個人の感染予防

- 職員の手指衛生および咳エチケットなどの実施
 - ・感染経路は飛沫感染および接触感染と考えられ、手指衛生および咳エチケットなどの基本的衛生管理による感染症予防を行う。
 - ・手指衛生の基本は水道水と石鹸による手洗いであり、手の表面に付着したウイルスを洗い流すことで、感染症の予防を行う。
 - ・マスクの表面にウイルスが付着している場合は、その部分を触れると手指は汚染されてしまうため、マスクの効果は限定されていることを認識してください。
 - ・1日1回程度の消毒では効果は期待できない、手洗いや手指衛生を確実に行うこと。
- 職員の健康状態のモニタリング
 - ・発熱(37.5度以上)した場合は出勤させず自宅待機とする、発熱がなくても体調不良の兆候が見られる場合は出勤しない。(毎朝自宅にて検温すること)
 - ・職場で発熱した場合は、マスクを着用しそのまま帰宅する(送迎はしない)。
 - ・発熱の原因の如何を問わず、発熱した職員の作業エリア(厨房、事務、ロッカー、

休憩室、トイレ) をアルコールスプレー又はジア消毒を行なう。消毒後は白衣を交換してビニールに入れて密閉する(状況によって廃棄の処置を取る)。

- ・自宅待機後、各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから、48 時間以降に出勤する(症状が消失した日を 0 日として、3 日目から出勤)。

■新型コロナウイルスの感染と診断された場合の就労の再開については(3)を参照のこと。

(2) 職域の感染予防

■ 作業範囲の消毒

- ・次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)を用いる。ドアノブ、階段の手すり、休憩室ドア操作盤などを定期的に消毒する。配膳時は手袋着用する。
- ・休憩室や食堂等の利用を制限する。
- ・人との間の距離を 2m 以上に保つ、などの工夫を行う。

(3) 職員や利用者が感染した、又は感染の疑いがある場合

▲ 相談・受診の目安は、「風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合」である。

その場合は、保健所に問い合わせ適切な病院、方法を確認する。

- 旭川保健所 新型コロナウイルス電話相談窓口：0166-26-2397
- 札幌保健所 新型コロナウイルス電話相談窓口：011-632-4567
- 北見保健所 新型コロナウイルス電話相談窓口：0157-24-4171
(受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 30 分)

▲各責任者は下記へ報告すること

- ・フレアサービス：受託施設、納品先施設：橋本本部長：080-6082-3314
- ・フレアサービス：旭川 CK と本社：西村社長携帯：090-1521-5163
- ・フレアサービス：山鼻 CK と札幌支社：橋本本部長：080-6082-3314
- ・フレアスマイル：旭川 SK・北見 SK：東光専務携帯：090-2690-3675
- ・フレアスマイル：札幌 SK：橋本本部長：080-6082-3314
- ・フレアシステム：西村社長携帯：090-1521-5163
- ・フレアハピネス：札幌：橋本本部長：080-6082-3314
- ・フレアハピネス：旭川：西村社長携帯：090-1521-5163
- ・責任者は状況の時系列を記録する。

▲ 職員の出勤停止は、感染症法の弊社就業規則に基づいた対応を行う。

▲ 職員の感染が確認された場合は、症状の改善と PCR(Polymerase Chain Reaction)検査で 2 回陰性となるまでの期間の出勤停止になる。詳細については保健所や医療機関の指示にしたがうこと。

(4) 職員が濃厚接触者と接点を持った場合

▲ 濃厚接触者の定義は、患者への接触時期が「発症の2日前」、「距離が1メートル以内」
「必要な感染予防無し（マスク等）で15分以上の接触」とする。

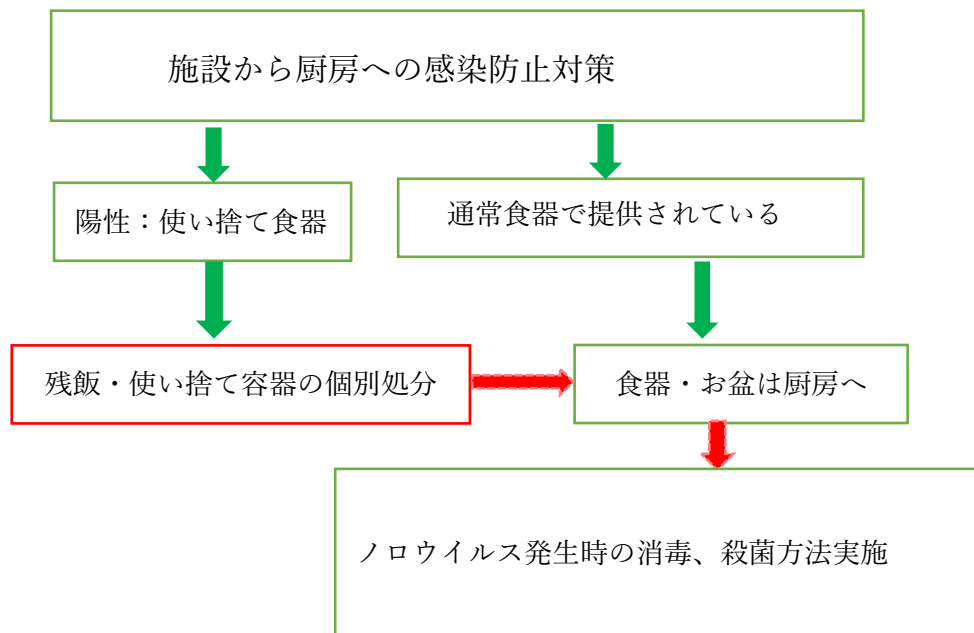
▲各責任者や職員は下記へ報告すること

- ・ 受託施設、納品先施設→橋本本部長：080-6082-3314
- ・ CK と SK 西村社長携帯：090-1521-5163 東光専務携帯：090-2690-3675
- ・ 責任者は状況の時系列を記録する。

▲職員の出勤停止は、感染症法の弊社就業規則に基づいた対応を行う。

5 コロナウイルス発生時の食事提供・配膳・下膳

(1) 食事提供



(2) 配膳

- ① 配膳する者は、マスク、手袋を着用する。
- ② 発生した部屋へは出入りを避け、配膳カート引き渡し場所まで配膳する。
- ③ 厨房へ入る前に使い捨てマスク、手袋をビニール袋に入れ口を絞り洗浄室のゴミ箱（燃えるごみ）へ捨てる。
- ④ 手指の消毒実施、厨房前室にて手洗い実施。

(3) 下膳

- ① 配膳車は配膳車引渡場所と同じ場所で引渡してもらう（施設側へ依頼）。
- ② 配膳する者は、マスク、使い捨て手袋を着用する。
- ③ 配膳車をおろす。配膳車の取っ手、ドアの取っ手をアルコールで十分に消毒する。
- ④ 厨房へ入る前に使い捨てマスク、手袋をビニール袋に入れ口を絞り洗浄室のゴミ箱（燃えるごみ）へ捨てる。
- ⑤ 手指の消毒実施、厨房前室にて手洗い実施。

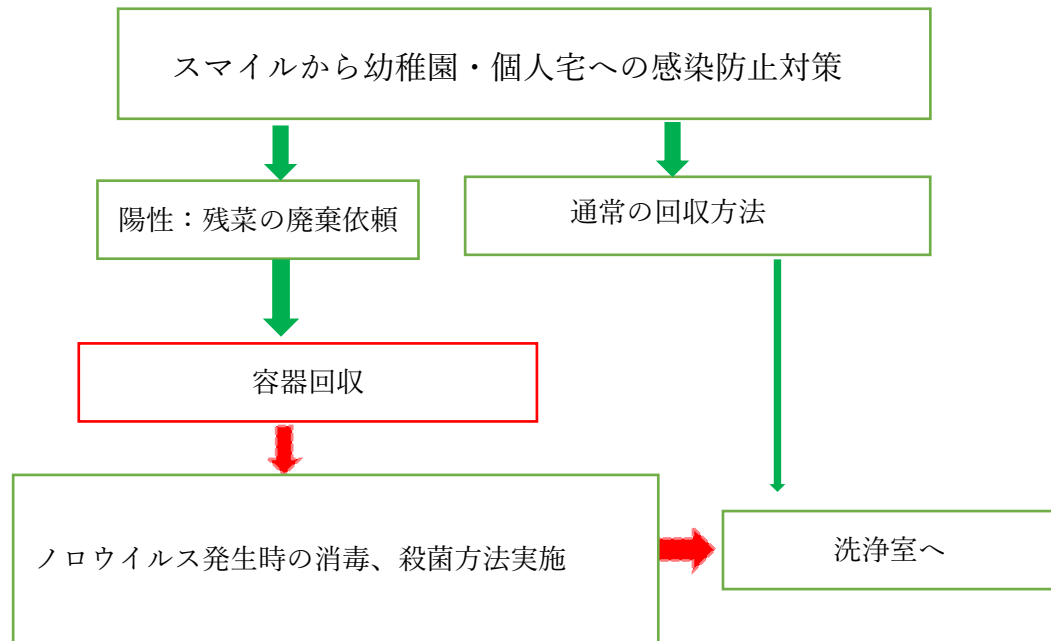
(4) 下膳後の食器・残菜処理・洗浄・殺菌作業手順

- ① 使い捨てマスク・手袋・エプロンを着用する。
- ② 消毒用容器に消毒液を作成する。《KB36 1000ppm》
- ③ 下膳された食器を消毒液に 10 分以上浸漬する。残菜が残っている場合は、感染性廃棄物の箱へ入れ、所定の場所へ置く。
- ④ 食器を洗浄し食器消毒保管庫へ入れる。
- ⑤ 残菜処理を行った場所の周辺を消毒する。《KB36 1000ppm》
- ⑥ 処理後は、手洗い（2 度）、うがいを実施し、マスク等を交換する。

(株)フレアサービス作成 2020 年 4 月 1 日

5 コロナウイルス発生時の食事宅配

(5) 食事提供



(6) 宅配

- ① 宅配する者は、マスク、手袋を着用する。
- ② コロナ発生した施設や自宅へは出入りを避け、入り口外での回収を徹底する
- ③ マスク、手袋、使い捨てエプロンを着用して、ビニール袋に食器を入れ、口を絞る。
- ④ 厨房へ入る前に使い捨てマスク、手袋、エプロンをビニール袋に入れ、口を絞りゴミ箱（燃えるごみ）へ捨てる。
- ⑤ 手指の消毒実施、厨房前室にて手洗い実施。

(7) 下膳後の食器・残菜処理・洗浄・殺菌作業手順

- ⑦ 使い捨てマスク・手袋・エプロンを着用する。
- ⑧ 外での作業を行う。
- ⑨ 消毒用容器に消毒液を作成する。《KB36 1000ppm》
- ⑩ 下膳された食器を消毒液に 10 分以上浸漬する。残菜が残っている場合は、感染性廃棄物の箱へ入れ、所定の場所へ置く。

- ⑪ 食器を洗浄し食器消毒保管庫へ入れる。
- ⑫ 残菜処理を行った場所の周辺を消毒する。《KB36 1000ppm》
- ⑬ 処理後は、手洗い（2度）、うがいを実施し、マスク等を交換する。

(株)フレアシステム作成 2020年4月1日